平成２９年（フ）第７１６１号
東京都中央区銀座８丁目17番５号
破産者　株式会社ネクサス
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１６２号
東京都江東区豊洲６丁目２―31―2424
破産者　熊谷　勝幸
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２００号
東京都板橋区中板橋14番２号
破産者　株式会社シーサイドビルディング
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３１０号
東京都目黒区下目黒６丁目３―20　下目黒テラスハウス２棟
破産者　中田豊太郎
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４２５号
東京都渋谷区道玄坂２丁目10番10号
破産者　ウォッチマン株式会社
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４２６号
東京都板橋区成増２丁目４―13―305、住民票上の住所東京都板橋区中板橋14―２　メゾン・タカノハVI203
破産者　玉那覇和仁
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５５号
横浜市西区みなとみらい３丁目３番１号三菱重工横浜ビル内
破産者　有限会社たる平
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９４号
新潟県十日町市松代3816番地１
破産者　有限会社ほくほく
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第３９号
静岡県牧之原市大沢1616番地８
破産者　亡木村昭吉相続財産
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６４６号
静岡市駿河区池田2320番地の１
破産者　株式会社静岡毎日広告社
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０４９号
大阪府豊中市上津島１丁目１番14号
破産者　株式会社ハシモト工業
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１０７号
大阪市旭区大宮２丁目26番16号
破産者　株式会社ボディ・ワークス
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５２１号
兵庫県西宮市山口町下山口３丁目３番７号
破産者　有限会社岡建
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３３号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目11番12号
破産者　有限会社ギラデリー
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
奈良県橿原市菖蒲町３丁目９番24号
破産者　有限会社ウエスト
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
北海道小樽市奥沢５丁目７番３号
破産者　有限会社マルヨ斉藤組
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第３８号
群馬県伊勢崎市今井町340番地６
破産者　株式会社ＭＪＦ伊セ崎
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第４号
千葉県佐倉市上座1207番地１　リヴェール弐番館201
破産者　柳澤　貞彦
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第４６号
千葉県八街市八街へ325番地３　メゾンカシオ202
破産者　外山　直登
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第５７０１号
東京都新宿区西新宿１―３―３　品川ステーションビル新宿６階、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区矢来町37番８―202号
破産者　株式会社旅人舎
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３８９号
東京都府中市武蔵台２丁目20番地の２阪本ビル３Ｆ
破産者　齋藤　晴子
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部